

平成21年12月18日

## 冬季休業中の心得

千葉県立市川北高等学校  
生徒指導部

今年も12月24日から1月6日まで冬季休業日となります。(終業式12月22日、始業式1月7日) この期間は、今年1年の締めくくりであるとともに、新たな1年の始まりとして、通常の学校生活では得られない体験や活動のできる良い機会です。良い新年、良い新学期がスタートできるよう、各自が市川北高生としての自覚を持ち、以下の点に留意して有意義な休業日を過ごしてください。

### 1 冬季休業中の生活計画について

- (1) この休業中に1年を振り返って反省し、新たな年への目標を立て、その実現に向けて規則正しい生活を送ること。
- (2) 年末年始ということで開放的な気持ちになりがちであるが、高校生という立場をわきまえて節度ある行動をとること。
- (3) 各自が積極的に健康・体力の保持増進に努め、疾病予防に心がけること。
- (4) 家族や地域の人々との交流を積極的に持ち、地域等の一員としての自覚を深めること。

### 2 学習について

1・2学期の通知表の結果から、成績不振の科目については、その授業態度等も含めて十分に反省し、重点的に学習して欠点の解消に努めること。また、各教科から出された課題は、必ず期限までに提出すること。

3年生については、各自の進路実現に向けて計画的に学習に取り組むとともに、進路が決定した者についても気を緩めることのないようにすること。

### 3 交通安全について

- (1) 自転車の運転マナーや交通規則を十分守り、交通事故の防止に努めること。  
最近では自転車による交通違反の取締りが強化されています。悪質な『信号無視』や『二人乗り』、『無灯火運転』などの場合、道路交通法違反で交通切符(赤切符)が交付されます。赤切符が交付されると成人では略式起訴されて刑事処分の対象になりますが、未成年者は道路交通法違反の非行事実で家庭裁判所に送致されます。
- (2) 「三ない運動(買わない、乗らない、免許を取らない)」の趣旨を理解し、運転免許の取得及びバイク等の運転は、絶対にしないこと。安易な同乗もしないこと。また、教習所への入所もしないこと。  
ただし、3年生で就職が決定した者については、所定の手続きを経て12月25日以降に教習所への入所を許可する場合がある。自分勝手な判断で免許取得はしないこと。
- (3) 初日の出暴走等が予想されるが、このような暴走行為には絶対に参加しないこと。また見物もしないこと。

冬の交通安全運動 平成21年12月10日(木)～12月31日(木)

### 4 アルバイトについて

アルバイトについては、本校では奨励していません。経済的事由等でやむを得ず行う場合は、事前に本人と保護者で時間・内容について相談のうえ必ず学校に届け出ること。ただし、深夜に及ぶものや、宿泊・危険な作業を伴うものについては行わないこと。

5 旅行等にもなう事故防止について

- (1) 旅行やスキーに出かける場合には、事前に十分な計画を立てて保護者の承諾を得て、必ず休業前に「旅行届」を提出すること。特に、スキーやスノーボードは自分の体調や天候を十分に配慮して実施すること。
- (2) 冬山登山については、原則実施しないこと。

6 非行・問題行動の防止について

- (1) 無断外泊・夜間の外出はしない。外出の際には必ず行き先、帰宅時間等を保護者に伝えておくこと。青少年の夜11時以降の外出は千葉県条例で禁止されています。
  - (2) 年末年始の各種行事・イベントや小・中学校の同窓会等で友人同士が集まった場合でも、常に節度ある行動をとり、飲酒や喫煙は絶対に行わないこと。
  - (3) シンナーや覚せい剤、大麻、MDMA等の薬物には絶対に近づかないこと。
  - (4) 万引き、自転車窃盗、占有離脱物横領等(注)の非行は、絶対に行わないこと。
  - (5) 不良交遊や不健全な娯楽場・遊技場への出入を避け、華やかな服装や髪型は慎んで、問題行動にかかわらないように注意すること。また、多額の金銭は持ち歩かないこと。
  - (6) 望ましくない異性交遊は絶対に避け、性的被害の防止に十分気をつけること。特に最近の携帯電話やメール、インターネットを利用した犯罪には十分に注意をすること。
  - (7) 公共の交通機関の利用については、他の乗客の迷惑にならないようにマナーを守ること。
- (注) 占有離脱物横領...自転車などが何者かによって、本来所有者が置いた場所と違うところにあった場合、それを勝手に使用すると処罰される。

7 その他

- (1) 冬季休業中に髪を染色・脱色等の加工をしないこと。(1月7日に髪指導があります)
- (2) 冬季休業中に登校する場合は制服を着用し、自転車も通常の場所に駐輪すること。
- (3) インターネット上のブログやプロフで、他人を誹謗・中傷する内容や脅迫する内容等を書き込むと、犯罪として立件される場合があるので、絶対にしないこと。また、個人情報等の取り扱いに注意すること。
- (4) 個人的な悩みや相談ごとは、下記の機関にも相談できます。

しつけ，教育，性格，非行に関する相談		少年非行・犯罪被害等	
千葉県中央児童相談所	043-253-4101	千葉県警察少年センター	0120-783-497
交友，非行，いじめなどにかかわる相談		市川警察署（生活安全課）	047-370-0110
市川市少年センター	047-320-3340	行徳警察署（生活安全課）	047-397-0110
youngnet@city.ichikawa.chiba.jp		浦安警察署（生活安全課）	047-350-0110
浦安市青少年センター	047-351-1152	船橋警察署（生活安全課）	047-435-0110
船橋市青少年センター	047-431-2315	その他	
船橋市総合教育センター	047-422-7734	千葉いのちの電話	043-227-3900
松戸市少年センター	047-366-7464	千葉県精神保健福祉センター	043-263-3893
学校生活，進路，心や体に関する相談		相談専用電話 043-268-7830	
千葉県子どもと親のゆきセンター	0120-415-446		

8 事故等が発生した場合は、必ず学校に連絡すること。

(ただし、12月29日(火)から1月3日(日)は事務室が閉庁となります。)

市川北高等学校 〒272-0805 市川市大野町 4-2274

: 047-337-8880 FAX: 047-339-4804

mail: ichikawakita-h@chiba-c.ed.jp